

2019. 11. 20

11月定例会議議事録

1 日時及び場所
11月19日（火）1600～ウッドオフィス部外会議室

2 参加者（6名）
吉田明生、井上朋美、根本大輔、杉山理、東谷淳、岡田満
司法書士：坂本龍治

3 坂本司法書士（説明要旨）

これまで一般社団法人の仕事を1000以上してきて、現在も100以上の法人の仕事を抱えているが、基金を作って運営している法人はなかった。基金の使用に法的な制約はなく、定款の定めによって任意に定めることができるので自由度が高いと言われていたが、先例がないので使われていないのだろう。

私の知る限り、一般社団法人は、寄付金と会費で運営している。

事務員が国会図書館まで行って調べて、やっと資料を見つけたという状況で、資料をコピーしてきたので、参考にしてもらいたい。

定款で定めている、社員名簿、社員の会費規定を整備し、運営組織を明確にする必要がある。

また、旅費規程、報酬規程（役員報酬及び社員報酬）を定める必要がある。

一般社団法人では、法律上、“報酬”を配当としては出せないが、“労働の対価”として出すことはできる。

労働の対価として払うことができるか否かの細部の判断は、社労士のアドバイスを受けて、規定することになる。

社員の会費の徴収要領は、年会費でも、月会費でも、一口〇〇円でも、積み立てでも良い。

一般社団法人がどのように定款関連規定を定めているのか、一例として資料を提供できるので、研究所に送付する。

これまで出資してきた資金の取り扱いについては、金銭消費貸借表で負債として取り扱い、返済方法、利息などを規定し、関係者間で、覚書を交わせば問題ない。
税理士の仕事になる。

業務提携契約書の作成については、行政書士の仕事になる。
契約書を作成し、両者が合意して、印を押せば、成立するので、必ずしも行政書士は必要ない。

4 結論

(1) 定款関連

- ア 定款に従い、社員を互選して、社員名簿を整備する。
(暗黙の承認から明示することにより、社員総会の意思決定を明確にする。)
- イ 吉田が、会費規定、旅費既定、報酬規程他の必要書類を整備する。
- ウ その上で、坂本司法書士にチェックをお願いする。

(2) 拠出した資金の取り扱い

- ア 基金は置かない。
- イ 渡邊税理士と相談して、金銭消費貸借表をもって規定し、当事者間で合意を確認する。

研究所 (吉田)	3,845,862	(46%)
名取	285,654	(3%)
里	2,766,040	(33%)
杉山	1,486,531	(18%)
合計	8,384,087	(100%)

(3) 事後の活動資金

- ア 会費、寄付金、協賛金、事業収益等
- イ 経費見積りをより明確にして、運営する。

(4) 業務提携契約書関連

- ア 災害防止研究所の公益事業とおみくじ工房の収益事業の業務を明確に区分する。
このため、業務委託契約を締結する。
- イ 業務委託契約及び関連書類は、本会議の結果、吉田－杉山の合意に基づいて、井上
が策定する。

(5) 業務提携の概要

- ア 前提
 - ・災害防止研究所は、「防災グッズ展 (大賞)」を開催する。
 - ・受賞商品の販売権を災害防止研究所が取得する。

- イ 災害防止研究所は、受賞商品の販売営業をおみくじ工房に、独占的に委託する。
ただし、災害防止研究所事業において、他企業等と連携する場合は、この限りではない。
- ウ おみくじ工房は、災害防止研究所に、「防災グッズ展」及び「防災グッズ大賞」の名称使用料（使用権）を支払う。
【災害防止研究所は、200万円を提示】
- エ 契約期間は、2年間とする。
- オ 当初の契約間、認証マークの使用を許可する。
メーカー等からは、認証マークの認証料は徴収しない。
- カ 契約は、包括的にし、必要の都度、見直すこととする。
- キ 「災害防止研究所」事業
- ・HPへの商品（写真、商品説明等）掲載承認
 - ・防災普及活動に連携した防災グッズ販売を行う。
 - ・東谷氏の活動要領の一案は、次の通り。
東谷氏は企画書（見積書）を提出→承認→契約
承認した契約一件5万円（交通費込み）をおみくじ工房に支払う。
一定額以上の収益（純利益）が見込める場合は、歩合とする。
 - ・おみくじ工房の営業に関する業務支援を定める。
ボランティア、or 日当、or 時間給

(6) その他

おみくじ工房から得た使用料は、出資金及びこれまでの会員の日当等の支払いに充当する。

以上